

平成22年 No.41

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部を改正する要項

制定理由

「教員養成教育の評価等に関する調査研究」に従事する学長のリーダーシップによる戦略的配置教員について、専ら同調査研究に従事させるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 9 月 8 日 教育研究評議会 審議・承認

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年9月9日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部を改正する要項

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年7月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：「教員養成教育の評価等に関する調査研究」に従事する学長のリーダーシップによる戦略的配置教員について，専ら同調査研究に従事させるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （戦略的配置教員の所属） 第13条 第2条の規定により採用された戦略的配置教員は，本学の講座又は施設・センターのいずれかに所属するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認める戦略的配置教員については，本学の講座又は施設・センターに所属しないものとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は平成22年9月9日から施行し，平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （戦略的配置教員の所属） 第13条 第2条の規定により採用された戦略的配置教員は，本学の講座又は施設・センターのいずれかに所属するものとする。 〔省略〕